該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、第四項に規定する不適用事業年度等でないものに限る。）を第四項に規定する不適用事業年度等と」を加え、「未処理採掘損失金額（合併連結事業年度不適用の場合には、」を「未処理採掘損失金額（」に、「）に相当する金額は」を「を含む。）に相当する金額を」に改め、「採掘損失金額と」の下に「、それぞれ」を加え、同条第八項中「いう。）」の下に「に係る議決権」を加え、「若しくは総額」を削り、同条第九項中「発行済株式等」の下に「に係る議決権」を加え、「又は総額」を削り、同条第十項第三号中「百分の三十」を「百分の四十」に改め、同項第四号中「発行済株式等」の下に「に係る議決権」を加え、「又は総額」を削り、同条第十二項中「中「法第六十八条の六十一第一項」とあるのは「法」を「中「第六十八条の六十一第一項」とあるのは「」に改め、「「第十一項」と」の下に「「第三十九条の八十八第三項第一号」とあるのは「第三十九条の八十八第十一項において準用する同条第三項第一号」と」を加え、「第五項」を「第三十九条の八十八第三項第二号」と」あるのは「第三十九条の八十八第十一項において準用する同条第三項第二号」と、第五項」に、「「法第六十八条の六十一第一項」とあるのは「法第六十八条の六十一第二項」と、第六項各号及び」を「第六項第一号中「第六十八条の六十一第一項」とあるのは「第六十八条の六十一第二項」と、「第三十九条の八十八第三項第一号」とあるのは「第三十九条の八十八第十一項において準用する同条第三項第二号」とあるのは「海外採掘所得金額」とあるのは「同条第三項第二号」と、「同条第三項第二号」とあるのは「同条第十一項において準用する同条第三項第二号」と、同項第二号中「第六十八条の六十一第一項」とあるのは「第六十八条の六十一第二項」と、「第三十九条の八十八第三項第一号」とあるのは「第三十九条の八十八第十一項において準用する同条第三項第一号」と、「同条第三項第二号」とあるのは「同条第十一項において準用する同条第三項第二号」と、「採掘所得金額」とあるのは「海外採掘所得金額」と、」に、「読み替える」を「「第三十九条の八十八第四項」とあるのは「第三十九条の八十八第十一項において準用する同条第四項」と読み替える」に改める。

第三十五条の二第四項第一号中「第二十五条の二十六第十六項」を「第二十五条の二十六第十六項」に、「第三十九条の二十の三第十項」を「第三十九条の二十の三第十六項」に改め、同項第二号中「第三十九条の百二十の三第六項」を「第三十九条の百二十の三第十二項」に改める。

第三十七条の四中「法人税法第二条第六号に規定する」及び「（以下この条において「公益法人等」という。）」を削り、「応じ」を「応じ」に改め、同条第二号中「法人税法第二条第十三号に規定する」及び「（以下この条において「収益事業」という。）」を削る。

第三十八条の四第四十五項中「第十八項又は第十九項」を「第十九項又は第二十項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十四項を同条第四十五項とし、同条第四十三項を同条第四十四項とし、同条第四十二項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「第三十六項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項を同条第四十一項とし、同条第三十六項から第三十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十五項中「第三十二項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十四項中「第三十二項第一号」を「第三十三項第一号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項を同条第三十四項とし、同条第三十二項第五号中「第三十四項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項を同条第三十二項とし、同条第二十一項から第三十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二十項第二号ロ中「同条第三項（同条第六項」を「同条第三項（同条第七項又は第八項」に、「同条第五項（同条第六項」を「同条第六項（同条第七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項の次に次の一項を加える。

18　法第六十二条の三第四項第八号の三ロに規定する政令で定める事業は、同号に規定する裁定申請書に記載された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項第二号の事業に係る同条第一項に規定する事業区域の面積が五百平方メートル以上であり、かつ、当該裁定申請書に記載された法第六十二条の三第四項第八号の三イに規定する特定所有者不明土地の面積の当該事業区域の面積に対する割合が四分の一未満である事業とする。

第三十八条の五第二十四項中「前条第三十八項」を「前条第三十九項」に改め、同条第二十五項中「前条第四十項」を「前条第四十一項」に改める。

第三十九条第二項中「応じ」を「応じ」に改め、同条第十七項中「応じ、」を「応じ」に改め、同項第二号中「第八十八条」の下に「（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第三十五条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十九項及び第二十三項中「応じ、」を「応じ」に改める。

第三十九条の三第五項中「応じ、」を「応じ」に改め、同項第四号中「第五条第一項第六号」を「第五条第一項第七号」に改める。

第三十九条の四第三項中「ものに限る。）」を「ものに限る。次項及び第五項において同じ。）」に改め、同条第四項中「ものと」の下に「し、同項第四号に規定する政令で定める文化財保存活用支援団体は、公益社団法人又は公益財団法人であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるもの（以下この項において「支援団体」という。）とし、同号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件を満たす場合と」を加え、同項に次の各号を加える。

一　当該支援団体と地方公共団体との間で、その買い取つた土地（法第六十五条の三第一項第四号に規定する重要文化財として指定された土地又は同号に規定する史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地をいう。以下この項において同じ。）の売買の予約又はその買い取つた土地の第三者への転売を禁止する条項を含む協定に対する違反を停止条件とする停止条件付売買契約のいずれかを締結し、その旨の仮登記を行うこと。

二　その買い取つた土地が、文化財保護法第百九十二条の二第一項の規定により当該支援団体の指定をした同項の市町村の教育委員会が置かれている当該市町村の区域内にある土地であること。

三　文化財保護法第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画に記載された土地の保存及び活用に関する事業（地方公共団体の管理の下に行われるものに限る。）の用に供するためにその土地が買い取られるものであること。

第三十九条の四第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　法第六十五条の三第一項第七号に規定する政令で定める農地中間管理機構は、公益社団法人又は公益財団法人であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとする。

第三十九条の五第十一項中「第十六項まで」の下に「及び第三十項」を加え、同条第三十項中「農地利用集積円滑化団体等」を「農地中間管理機構」に改め、「（その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）」及び「（その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）」を削る。

第三十九条の六第二項中「又は同法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体（当該農地中間管理機構又は一般社団法人若しくは一般財団法人である当該農地利用集積円滑化団体にあつては、公益社団法人」を「（公益社団法人」に、「これらの法人の次の各号に掲げる区分に応じその行う当該各号に定める事業」を「同法第七条の規定により当該農地中間管理機構が行う事業（同条第一号に掲げるものに限る。）」に改め、同項各号を削る。

第三十九条の十の三第二項第一号イ中「同条第六号に規定する」及び「同条第十三号に規定する」を削る。

第三十九条の十二第五項中「第八項から第十二項まで及び第十四項」を「以下この条」に改め、同条第六項ただし書、第七項ただし書並びに第八項第一号イ及びハ(1)並びに第二号から第五号までの規定中「の割合」の下に「（その必要な調整を加えることができない場合であつて財務省令で定める場合に該当するときは、財務省令で定めるところにより計算した割合）」を加え、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。